

令和6年度加古川市一時預かり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則(昭和61年規則第30号)に定めるもののほか、予算の範囲内で加古川市一時預かり事業補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市内において、国が定める一時預かり事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)のうち、一般型一時預かり事業を実施する施設(私立認可保育所(児童福祉法第39条第1項に規定する保育所(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。))をいう。)若しくは認定こども園(認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園をいう。))を設置、運営する事業者又は地域型保育(子ども・子育て支援法第29条に規定する事業をいう。)を行う事業者
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第1項の規定により本市が認定した同法第19条第1項第1号に規定する者に対して国が定める実施要綱のうち、幼稚園型一時預かり事業を実施する施設(私立幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項第2号の規定により認可を受けた幼稚園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。))をいう。)、認定こども園又は公立幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条の2の規定により届け出た幼稚園をいう。))を設置、運営する事業者又は市町村
- (3) 市内において、国が定める実施要綱のうち、余裕活用型一時預かり事業を実施する地域型保育(子ども・子育て支援法第29条に規定する事業をいう。)を行う事業者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる補助基準額と右欄に掲げる対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、少ない方の額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、加古川市一時預かり事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて指定する期日までに市長へ提出しなければならない。

2 補助申請者は、前項に規定する補助金の交付申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する

額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第 5 条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、加古川市一時預かり事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、速やかにその旨を補助申請者に通知するものとする。

（報告義務）

第 6 条 補助申請者は、補助事業の実施状況を、事業を実施した翌月 10 日までに市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第 7 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したとき又は第 5 条に係る市の会計年度が終了したときは、加古川市一時預かり事業補助金実績報告書（様式第 3 号）に市長が必要と認める書類を添えて、14 日以内に市長へ提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 8 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、その旨を加古川市一時預かり事業補助金確定通知書（様式第 4 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 9 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者に交付するものとする。ただし、必要があると認めるときは、上半期実績に基づく補助見込額の 1/2 以内の額を、年度途中に交付することができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、加古川市一時預かり事業補助金請求書（様式第 5 号）を速やかに市長へ提出しなければならない。

（補助金の返還）

第 10 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告

書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行し、令和6年4月1日より適用する。

別表（第3条関係）

補助基準額	対象経費
(1) 一般型	
ア 一般型対象児童(イを除く)(1か所当たり年額)	一時預かり事業
年間延べ利用児童数 300人未満	の実施に必要な
" 300人以上 900人未満	経費
" 900人以上 1,500人未満	
" 1,500人以上 2,100人未満	
" 2,100人以上 2,700人未満	
" 2,700人以上 3,300人未満	
" 3,300人以上 3,900人未満	
" 3,900人以上 4,500人未満	
" 4,500人以上 5,100人未満	
" 5,100人以上 5,700人未満	
" 5,700人以上 6,300人未満	
" 6,300人以上 6,900人未満	
" 6,900人以上 7,500人未満	
" 7,500人以上 8,100人未満	
" 8,100人以上 8,700人未満	
" 8,700人以上 9,300人未満	
" 9,300人以上 9,900人未満	
" 9,900人以上10,500人未満	
" 10,500人以上11,100人未満	
" 11,100人以上11,700人未満	
" 11,700人以上12,300人未満	
" 12,300人以上12,900人未満	
" 12,900人以上13,500人未満	
" 13,500人以上14,100人未満	
" 14,100人以上14,700人未満	
" 14,700人以上15,300人未満	
" 15,300人以上15,900人未満	
" 15,900人以上16,500人未満	
" 16,500人以上17,100人未満	
" 17,100人以上17,700人未満	
" 17,700人以上18,300人未満	
" 18,300人以上18,900人未満	
" 18,900人以上19,500人未満	
" 19,500人以上20,100人未満	
※20,100人以上の場合は別途協議	
イ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算	
児童1人当たり日額: 3,600円	
(2) 幼稚園型	
ア 在籍園児分(児童1人当たり日額)	
(ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)	
I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設	
① 平日	400円
② 長期休業日(8時間未満)	400円
③ 長期休業日(8時間以上)	800円
II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設	
① 平日 次の算式により算定した額	
(1,600,000円÷年間延べ利用児童数) - 400円	
(10円未満切捨て)	

② 長期休業日（8時間未満）	400円
③ 長期休業日（8時間以上）	800円
(イ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）	800円
(ウ) 長時間加算	
I (ア) I ①及び(ア) II ①については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、(ア) I ③、(ア) II ③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合	
・ 超えた利用時間が2時間未満	150円
・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満	300円
・ 超えた利用時間が3時間以上	450円
II (ア) I ②及び(ア) II ②については4時間を超えた利用の場合	
・ 超えた利用時間が2時間未満	100円
・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円
・ 超えた利用時間が3時間以上	300円
イ 在籍園児以外の児童分	
(ア) 基本分	800円
(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）	
・ 超えた利用時間が2時間未満	150円
・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満	300円
・ 超えた利用時間が3時間以上	450円
ウ 特別な支援を要する児童分	
児童1人当たり日額：4,000円	
※以下の要件を満たすと市が認める児童に適用する。	
特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市が認める児童	
※但し、幼稚園型に係る1施設当たりの年額は10,223,000円を上限とする（なお、上記の「ウ 特別な支援を要する児童分」に係る基準額を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない）。	
(3) 余裕活用型	
ア 基本分	
児童1人当たり日額：2,400円	
イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算	
児童1人当たり日額：3,600円	

(注) 一般型及び余裕活用型の利用児童のうち、1日当たり4時間未満の利用については、2人で1人と算定するものとする。

一般型及び余裕活用型の利用児童について、1人未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

事業補助金の額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。